

部活動指導員のモデル実施について

部活動支援の拡充を図るため、部活動指導員のモデル実施を行うこととしたので、以下のとおり報告する。

1 実施の経緯

区は、実行計画に基づき、部活動活性化事業の実施と外部指導員の配置により、中学校の部活動の支援を図ってきた。

国においては、技術指導や大会への引率等を行う部活動の顧問となることが可能な部活動指導員の制度が創設（平成29年4月）されるとともに、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）等が策定され、適切な練習時間や休養日の設定など、部活動の適正化が促されている。

こうした中、区は「運動部活動の在り方に関する指針（ガイドライン）」及び「杉並区立学校における働き方改革推進プラン」、さらには「杉並区教育ビジョン2012推進計画（令和元～3年度）」に基づき、部活動指導体制の充実や顧問教員の負担の軽減を図る等の観点から、部活動指導員の導入を検討してきたところであるが、部活動の質的向上と教員の働き方改革の一層の推進を図る観点から、部活動指導員のモデル実施を行うこととした。

2 事業の位置づけ

- (1) 部活動指導員を会計年度任用職員（短時間）として採用し、部活動の顧問として配置する。
- (2) 部活動活性化事業及び外部指導員事業を補完する事業として実施する。
- (3) モデル実施の期間は、令和2年度から3年度までの2か年とする。
- (4) モデル実施の検証にあたっては、これまでの部活動支援事業を含め総括的に行い、令和4年度以降の部活動支援のあり方等について検討する。

3 事業の実施方法

- (1) 事業の実施規模は4名程度とする。
- (2) 採用は公募により行い、学校の校長の管理下において、業務に当たる。
- (3) 教育委員会は、部活動指導員に対し、部活動の教育的意義や位置づけ、指導上の留意点等について研修を行う。
- (4) 校長は、部活動指導員を顧問とした部活動に担当教諭を置き、日常的な指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について連携・協力を担わせる。
- (5) モデル実施に当たっては、国の補助制度を活用する。
負担割合：国1/3 東京都1/3 区1/3
- (6) 部活動指導員を配置した部活動は、活動日の上限を週4日（平日3日、休日1日）とする。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和2年2月～ 部活動指導員公募開始、採用者決定
4月 部活動指導員配置